

ほどがや市民活動センター協働運営会議会則

(名称)

第1条 本会は、ほどがや市民活動センター協働運営会議(以下「協働運営会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 協働運営会議は、ほどがや市民活動センター(以下「センター」という。)の運営上の課題について、利用者自らの発想と力で解決する場として、また協働で自主事業の企画・実施を行うことによって、センターと協働して施設づくりを進めていくことを目的とする。

(役割)

第3条 協働運営会議は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) センターの業務に対し、改善提案を行なう。
- (2) 自主事業に対し、提案を行なう。
- (3) センターと、自主事業を協働で実施する。
- (4) ほどがや市民活動センター評議会(以下「評議会」という。)において、評議会の求めに応じ、報告を行なう。
- (5) その他センターの利用者・団体間の調整等を行なう。

(構成)

第4条 協働運営会議は、センター登録者・団体のうち、公募によるメンバーをもって構成する。ただし、同一団体からは、1人が団体を代表して参加することとする。

- 2 協働運営会議を構成するメンバーは、横浜市内の在住・在勤・在学者および市内で市民活動・生涯学習を行なう者とする。
- 3 協働運営会議のメンバーは、随時、募集を行なうこととする。

(役員)

第5条 協働運営会議に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代表 | 1 名 |
| (2) 副代表 | 1 名 |
| (3) 書記 | 3 名 |

2 前条により構成されたメンバーは、互選により役員となるメンバーを5名選出する。

3 代表は、前項で5名選出された役員の中から互選により選任する。

4 副代表及び書記は、代表が役員から指名する。

(代表及び副代表の任務)

第6条 代表は、協働運営会議を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は同一職につき2年とし、再任はできない。役員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協働運営会議の会議は、総会、役員会とする。ただし、場合によって分科会、課題別プロジェクトを設けることができる。

2 各会議の開催に際しては、開催ごとに基準日を設け、その基準日までにメンバーとなった者が、各会議に出席し、議決権を行使できることとする。

3 総会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 協働運営会議の意思決定
- (2) 役員選出
- (3) 役員会の報告
- (4) 分科会、課題別プロジェクトの設置
- (5) 分科会、課題別プロジェクトの活動報告
- (6) その他、必要な事項

4 役員会は、代表・副代表・書記で構成し、意見提案等の集約をするとともに総会の運営及び分科会・課題別プロジェクトの調整を行う。

5 分科会は、メンバーで構成する。また、各分科会は、メンバーの中から互選によりリーダーを決め、個別テーマについて話し合う。

6 課題別プロジェクトは、その課題に関心のあるメンバーで構成し、互選によりリーダーを決め、課題の解決を図る。

7 メンバー以外の者でも、総会・役員会においては代表、その他の会議においてはリーダーが必要と認めるときは、会議に出席して発言できるものとする。

8 総会及び役員会は、出席者と委任状の合計が過半数の場合に会議が成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、代表の決するところによる。

9 総会では、メンバーは他のメンバーに委任して、その議決権を行使することができる。また、同一団体の構成員が代理出席することができるものとする。

10 会議の内容については、広くセンター利用者・団体に知らせることとする。

(会議の招集)

第9条 総会は、年4回以内とし、代表が召集する。ただし、メンバーの3分の1以上から招集の要求があったとき、または、代表が必要と認めるときには召集することができる。

2 役員会は、必要に応じて、代表が召集する。ただし、役員3分の1以上から招集の要求があったとき、または、代表が必要と認めるときには召集することができる。

3 分科会・課題別プロジェクトは、必要に応じてそれぞれのリーダーが召集する。

4 総会の招集に対して、総会構成メンバーは指定の期日までに、出席の意思表示と、欠席の場合に委任状の提出の義務を負う。

(活動年度)

第10条 協働運営会議の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第11条 本会則の改廃の議事は、事前に保土ヶ谷区と十分協議の上、第8条第8項の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

- 2 前項の場合において、メンバーは他のメンバーに委任して、その議決権を行使することができる。
- 3 会則の改廃については、センター運営上の公平性等に十分配慮し行なうこととする。

(報酬)

第12条 役員を含むメンバーは、無報酬とする。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会則の趣旨に反しない範囲で、役員会で決定し、総会の承認を受けることとする。

(事務局)

第14条 協働運営会議の事務局は、書記が担当し、センターはこれを補助する。

附則

- 1 この会則は、平成18年3月30日から施行する。
- 2 第10条の規定に関わらず、平成17年度の活動年度は、平成18年3月30日から平成18年3月31日までとする。
- 3 この会則の施行前から存するほどがや市民活動センター準備の自主活動については、課題別プロジェクト（オープンイベント等協働実施）として、協働運営会議の中に位置づける。

注；平成20年8月29日の平成20年度第2回総会に於いて、第8条—7の変更と第9条—4の項目追加が行われた。